Ｆ Ａ Ｘ 公 文

東海２第 ６ ２ ５ 号
令和２年１２月１７日

支 部 長　　様

東 海 税 理 士 会
会 長　太 田 直 樹
（公印省略）

税理士法第33条の2に規定する添付書面（相続税）に係る
令和2年分以降用チェックシートについて（周知依頼）

平素は本会会務運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題の件につき国税庁より日税連あて周知依頼がありましたので、貴支部におかれましては、支部会員への周知方お願いいたします。

以上

日 連 2 第 980 号
（業 2 第 156 号）
令和２年 12 月９日

税理士会会長　様

日本税理士会連合会
会長　神津　信一
（公印省略）

税理士法第 33 条の２に規定する添付書面（相続税）に係る
令和２年分以降用チェックシートについて（周知依頼）

標題に関し、国税庁より、「税理士法第 33 条の２に規定する添付書面に係るチェックシート（相続税）」について、令和２年分以降用のチェックシートを作成したことから、税理士会における周知及び税理士会と国税局における協議の実施に係る依頼が別紙のとおりありました。

ついては、同チェックシートを活用し添付書面の充実を図るよう、貴会において国税局等と協議を行っていただくとともに、会員への広報周知にご協力いただきたく、よろしくお願いします。

◆ 添付資料

- 税理士法第 33 条の２に規定する添付書面（相続税）に係る令和２年分以降用のチェックシートの提供及び周知のお願いについて
- 税理士法第 33 条の２の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕（令和２年分以降用）

収受
2.12.-1

令和２年11月30日

日本税理士会連合会会長
神津　信一　殿

国税庁課税部資産課税課長
西野　享太郎

税理士法第33条の２に規定する添付書面（相続税）に係る令和２年分以降用のチェックシートの提供及び周知のお願いについて

税務行政につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁においては、従来から、書面添付制度の普及・定着に向けた取組を推進しているところであり、添付書面を各種事務に積極的に活用しているところです。

その取組の一環として、平成27年10月に相続税の申告に係る添付書面の作成に資することを目的とした「税理士法第33条の２の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕」を提供し、その活用をお願いしているところです。

今般、令和２年分以降用のチェックシートを別添のとおり作成しましたので、貴会におかれましては、各税理士会に当該チェックシートを周知していただきますようお願いします。

なお、当該チェックシートは標準様式であるため、これまでのものと同様、各税理士会と各国税局が協議を実施していただくことを併せて周知いただきますようお願いします。

（お問合せ先）
国税庁課税部資産課税課　課長補佐　永原　惟
監理第一係長　塚本秀一
TEL：03-3581-4161（代表）　内線　3566・3467

税理士法第33条の２の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、相続税の申告書に添付する税理士法第33条の２の規定に基づく書面の作成に当たって、申告書を正しく作成していただけるよう、確認すべき事項をまとめたものであり、「確認事項」欄をご確認の上、「確認」欄にレ点記入をお願いいたします。

（令和２年分以降用）

項目		確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(レ)	添付(レ)
相続人等		① 法定相続人に誤りはありませんか。	○ 戸籍の謄本、図形式の法定相続情報一覧図の写し等	□	□
		② 相続人に未成年者や障害者の方はいませんか。	○ 特別代理人選任の審判の証明書、身体障害者手帳等	□	□
相続財産の分割等		① 遺産分割協議書がありますか。	○ 遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書	□	□
		② 遺言書がありますか。	○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書等	□	□
相続財産	不動産	① 未登記不動産はありませんか。	○ 所有不動産を証明するもの（固定資産評価証明書、登記事項証明書等）	□	
		② 共有不動産はありませんか。		□	□
		③ 先代名義の不動産はありませんか。		□	
		④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。		□	
		⑤ 他人の土地の上に存する建物（借地権）や他人の農地を小作（耕作権）しているものはありませんか。	○ 土地の賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	□	□
		⑥ 土地に縄延びはありませんか。	○ 実測図、森林施業図等	□	□
	有価証券	① 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の有価証券も含みます。）。	○ 証券、通帳又はその預り証	□	□
		② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権、増資による端株等はありませんか。	○ 評価明細書、配当金支払調書等	□	□
	現金・預貯金等	① 相続の開始直前に、被相続人の預貯金口座等から出金された現金を確認し、相続開始日の現金残高を手元現金に含め計上していますか。	○ 預貯金等の残高証明書、預貯金通帳等 ⇒（相続開始前　　年分確認）	□	□
		② 預貯金や現金などの増減について、相続開始前における入出金を確認していますか。		□	
		③ 名義（子、孫、養子等）は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか。		□	
		④ 既経過利息の計算は行っていますか。		□	
	事業用・家庭用財産	① 決算書等から、事業用財産、農業用財産の有無を確認していますか。	○ 資産・負債の残高表（青色決算書又は収支内訳書(控)）	□	□
		② 家庭用財産はありませんか。		□	
	生命保険金	① 生命保険金及び生命保険契約に関する権利はありませんか。	○ 保険証券、支払保険料計算書等	□	□
		② 契約者（家族名義を含む。）と保険料負担者の確認を行っていますか。		□	
	退職手当金等	○ 退職手当金、功労金及び弔慰金等、退職手当金等に該当するものはありませんか。	○ 退職金の支払通知書、取締役会議事録等	□	□
	立木	○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。	○ 立木証明書、森林経営計画書、組合等の精通者意見など	□	□
	その他の財産	① 未収金（給与、地代、家賃、配当等）はありませんか。	○ 賃貸借契約書、預貯金通帳、配当金支払通知書等	□	□
		② 親族や同族法人等に対する貸付金、前払金、立替金等はありませんか。	○ 借用証、法人税確定申告書(控)等	□	□

項目			確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(レ)	添付(レ)
相続財産	その他の財産		③ 庭園設備、自動車、船舶等はありませんか。	○ 評価額の分かる書類（最近取得している場合は、取得価額の分かる書類）	□	□
			④ ゴルフ会員権、貴金属、書画、骨とう等はありませんか。		□	
			⑤ 特許権、著作権、営業権、電話加入権等はありませんか。	○ 評価明細書等	□	□
			⑥ 所得税の確定申告や準確定申告の還付金の有無を確認していますか。	○ 所得税確定申告書(控)、預貯金通帳等	□	□
			⑦ 国外にある預貯金や不動産等はありませんか。	○ 預貯金通帳、不動産売買契約書等	□	□
相続時精算課税適用財産			○ 被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）はありませんか。	○ 贈与税申告書(控)	□	□
生前贈与財産の相続財産への加算			① 相続開始前３年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産は相続財産に加算していますか（贈与税の基礎控除額以下のものを含みます。）。	○ 贈与税申告書(控)、贈与契約書等	□	□
			② 「教育資金」又は「結婚・子育て資金」の一括贈与を受けた場合の非課税の特例に係る管理残額はありませんか。	○ 金融機関等の営業所等で確認した管理残額の分かるもの	□	□
債務・葬式費用			① 借入金等はありませんか（連帯債務を含む。）。	○ 借用書、請求書、金銭消費貸借契約書、納付書、納税通知書等	□	□
			② 未納の税金等はありませんか。		□	
			③ 預り保証金（敷金）等の計上漏れはありませんか。	○ 賃貸借契約書	□	□
			④ 被相続人の住宅ローンのうち、団体信用生命保険に加入していたことにより返済する必要のなくなった金額を債務として控除していませんか。	○ 住宅ローンの設定契約書等	□	□
			⑤ 相続放棄した相続人が引き継いだ債務を債務控除していませんか。	○ 相続権利放棄申述の証明書	□	□
			⑥ 法会や香典返しに要した費用、墓石や仏壇の購入費用が含まれていませんか。	○ 領収書等	□	□
評価	不動産	共通項目	① 土地の評価に当たっては、現地確認を行い利用状況を確認した上で、評価単位を適切に判定していますか。	○ 土地の利用状況が確認できるもの	□	□
			② 実際の面積によって計算していますか。	○ 実測図等	□	□
			③ 正面路線を適切に判定していますか。	○ 路線価図	□	□
			④ 地区区分を適切に判定していますか。		□	
			⑤ 画地調整率の適用に誤りはありませんか。		□	
			⑥ 正面路線以外の路線が宅地の一部に接している場合、側方又は二方路線影響加算額を調整の上、加算していますか。		□	
			⑦ 不整形地について、想定整形地はその面積が最小となるよう適正に設定していますか。	○ 実測図等	□	□
		個別項目	⑧ 地積規模の大きな宅地の評価の適用について、要件に該当するか確認していますか。	○ 路線価図、都市計画図、登記事項証明書等	□	□
			⑨ 借地権がある土地について、借地権の計上漏れはありませんか（建物のみを計上していませんか。）。	○ 登記事項証明書、土地賃貸借契約書	□	□
			⑩ 配偶者居住権が設定されている場合、配偶者居住権及びその敷地利用権の計上漏れはありませんか。	○ 登記事項証明書、遺言書又は遺産分割協議書	□	□
			⑪ 同族法人等に対して貸し付けている土地等のうち、無償返還に関する届出書を提出している土地等がある場合、適切な割合を控除していますか。	○ 土地の無償返還に関する届出書(控)	□	□
			⑫ 貸家の中に、空家となっているもの（一時的に空家となっているものを除きます。）はありませんか。	○ 不動産賃貸契約書	□	□

項目			確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(レ)	添付(レ)
評価	不動産	個別項目	⑬ 貸家建付地として評価している場合、対応する建物（貸家）を計上していますか。	○ 固定資産評価証明書、不動産賃貸契約書	□	□
			⑭ 貸付地は、地上権又は借地借家法に規定する借地権の目的物ですか（使用貸借の場合には自用地評価となります。）。	○ 土地の賃貸借契約書、住宅地図等	□	□
			⑮ 倍率地域の宅地比準の計算において、近傍宅地の１鉄当たりの固定資産税評価額を基に評価していますか。	○ 固定資産評価証明書	□	□
			⑯ 市街地周辺農地について、20％の評価減をしていますか。	○ 市街地農地等の評価明細書	□	□
	非上場株式		① 評価方式の判定に誤りはありませんか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書、法人税確定申告書(控)及び決算書等	□	□
			② 特定の評価会社の判定に誤りはありませんか。		□	
			③ 比準要素０の会社であるにもかかわらず、類似業種比準価額方式により評価していませんか。		□	
			④ 類似業種比準方式は直前期末の比準数値で評価していますか。		□	
			⑤ 類似業種の業種目の判定は適正ですか（複数の業種目に係る取引金額がある場合、直前期の取引金額の内訳を確認していますか。）。		□	
			⑥ 類似業種の株価等は、相続開始年分の「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価」で確認していますか。		□	
			⑦ 医療法人の出資の評価において、類似業種比準価額の算式は適切ですか。		□	
			⑧ 各資産・負債の相続税評価額への評価替えに誤りはありませんか。		□	
			⑨ 法人資産として計上されていない借地権はありませんか。	○ 土地の賃貸借契約書、土地の無償返還に関する届出書(控)	□	□
			⑩ 法人が課税時期前３年以内に取得した土地、建物等について、課税時期の通常の取引価額で評価していますか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書、法人税確定申告書(控)及び決算書等	□	□
			⑪ 繰延資産のうち財産的価値のないものを資産計上していませんか。		□	
			⑫ 法人の生命保険金請求権を資産計上していますか（保険差益に課せられる法人税額を負債計上していますか。）。		□	
			⑬ 相続開始日における仮決算の内容を基に評価している場合、当該仮決算に基づき法人税の申告書を作成するなどして法人税額を算定していますか。	○ 仮決算に基づく法人税の申告書	□	□
			⑭ 準備金、引当金（平成14年改正法人税法附則第８条第２項及び第３項適用後の退職給与引当金を除きます。）を負債計上していませんか。	○ 取引相場のない株式（出資）の評価明細書、法人税確定申告書(控)及び決算書等	□	□
			⑮ 死亡退職金や未納公租公課を負債計上していますか。		□	
	上場株式等		① 上場株式の評価に誤りはありませんか。	○ 上場株式の評価明細書等	□	□
			② 利付債、割引債を額面で評価していませんか。		□	
	立木		○ 相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限ります。）により取得した場合、15％の評価減をしていますか。	○ 山林・森林の立木の評価明細書	□	□
特例	小規模宅地等		① 特定事業用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 ※ 特定事業用宅地等が平成31年４月１日以後に新たに被相続人等の事業の用に供されたものであるときに限ります。	○ 申告書第11・11の２表の付表１（別表２）	□	□

項目		確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(レ)	添付(レ)
特例	小規模宅地等	② 同居親族又は被相続人と生計を一にしていた親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。	○ 取得した者の住民票の写し（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には添付不要）	□	□
		③ 非同居親族が特定居住用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 ※ 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）附則（118条２項及び３項）により経過措置があります。	○ 相続開始の日の３年前の日からその相続開始日までの間における取得した者の住所等を明らかにする住民票の写し等（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には添付不要）	□	□
			○ 相続開始前３年以内にその取得者が居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人が所有する家屋以外の家屋であることを証する書類	□	□
			○ 相続開始の時において自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類	□	□
		④ 被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。	○ 被相続人の戸籍の附票の写し	□	□
			○ 介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写し等	□	□
			○ 施設への入所時における契約書の写し等	□	□
		⑤ 貸付事業用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。 ※ 貸付事業用宅地等が平成30年４月１日以後に新たに被相続人等の特定貸付事業の用に供されたものであるときに限ります。	○ 過去４年分の所得税青色申告決算書（不動産所得用）の写しなど被相続人等が相続開始の日まで３年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類	□	□
		⑥ 特定同族会社事業用宅地等の適用を受ける場合に必要な書類を添付していますか。	○ 法人の発行済株式の総数（又は出資の総額）及び被相続人等が有する法人の株式（又は出資の総額）を記載した書類でその法人が証明したもの	□	□
			○ 法人の定款	□	□
		⑦ 貸地（貸駐車場等）について特定事業用宅地等の80%減をしていませんか。		□	
		⑧ 特定居住用宅地等は取得者ごとの居住継続、所有継続要件を満たしていますか。	○ 住民票の写し、戸籍の附票の写し等	□	□
		⑨ 限度面積の計算は適正にされていますか。	○ 申告書第11・11の２表の付表１	□	□
		⑩ 分割が確定していない宅地について、特例を適用していませんか。	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書	□	□
	配偶者の税額軽減	○ 分割が確定していない財産について、特例を適用していませんか。	○ 遺言書又は遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書	□	□

項　　目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確　　認　　書　　類	確認(レ)	添付(レ)
税額計算等	① 養子が２人以上いる場合は、法定相続人の数に含める養子の数に誤りはありませんか（実子がいる場合には１人、実子がいない場合には２人となります。）。	○ 被相続人及び相続人の戸籍の謄本、図形式の法定相続情報一覧図の写し等	□	□
	② 法定相続分の計算に誤りはありませんか（特に相続人に代襲相続人がいる場合）。		□	
	③ 相続人が孫（いわゆる孫養子を含み、代襲相続人を除きます。）や兄弟姉妹、受遺者等の場合は、税額の２割加算をしていますか。		□	
その他	① 生前の土地等の譲渡代金は相続財産に反映されていますか。		□	
	② 前回以前の相続の時に被相続人が取得した財産のうち、今回の相続財産に計上すべきものの有無を確認していますか。	○ 前回の相続の際の遺産分割協議書等	□	□
	③ 多額の債務がある場合、その借入れによって取得した財産は、相続財産に反映されていますか。	○ 金銭消費貸借契約書等	□	□
	④ 相続税の延納、物納をされる場合には、申請書等及び関係書類を相続税の申告書とともに申告期限（納期限）内に提出していますか。		□	
	⑤ 非課税財産（墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの）を相続財産に計上していませんか（ただし、商品、骨とう品又は投資目的で所有するものを除く。）。		□	